

## 長期優良住宅災害配慮基準(案)の追加に伴う 「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」の改正について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の改正（令和3年5月28日）により、長期優良住宅の認定基準に“自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること”が追加されました。

また、令和3年10月20日に改正された「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」において、“自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項”が追加され、自然災害配慮に関する所管行政庁の判断基準が示されました。

これらを受けて、「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」に長期優良住宅災害配慮基準（案）を追加することとします。

### I. 改正(案)の概要

「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」に、自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準を追加

以下の区域内に建築される住宅でないこと。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊における災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

### II. 改正基準の施行日

令和4年2月20日（予定）

※施行日の前日までに受付された申請で、施行日に認定するかどうかの処分がされていないものについては、改正前の基準が適用となります。